

《65》 未竣功埋立地における工場等の建設に

ついて 〔昭和49年10月21日港管第2618号
港湾局長から港湾管理者の長あて〕

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第2項の告示（昭和49年3月18日以前の免許に係る埋立てについては改正前の公有水面埋立法第22条の竣功認可）の日前において埋立てに関する工事でない工作物を設置しようとするときは、同法第23条ただし書の規定により港湾管理者の長の許可を受けなければならないとされているが、当該許可をするにあつての運用が各港湾管理者の長において統一を欠き、一部に埋立地本来の用途に従つた土地利用に基づく工場等の建設を許可している事例があり、なかには未竣功の状態のまま工場等が稼働しているという事例もある。

かかる事態は、公有水面埋立法第22条の規定により港湾管理者の長が、竣功認可をして国民共通の財産たる公有水面の法的性格を廃止した後に、埋立地本来の用途に従つた土地利用を可能とするという同法の建前にそわないばかりでなく、竣功認可にあつて、当該埋立てに関する工事がその埋立ての内容として確定している事項（例えば、埋立免許願書の記載内容又は免許条件）に適合して竣功しているかどうかの確認をきわめて困難にし、かつ埋立免許の際課された免許条件その他の義務の履行に関係なく埋立地の本来の用途に従つた土地利用を竣功前において埋立者に認める結果ともなり埋立行政上好ましくないものである。

今後は、下記の点に十分留意し、その処理に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 埋立地本来の用途に従つた土地利用に基づく工場等の建設は、公有水面埋立法第23条ただし書の規定による許可によつては認めないようにすること。
- 2 1の工場等の建設が当該埋立地全体の竣功前に開始されなければならないような特段の事情がある場合には、当該埋立地を区域分割させて工場等の建設のために必要な区域について事前に公有水面埋立法第22条の竣功認可を受けさせること。
- 3 1の工場等の建設の基礎工事等であつて当該埋立ての内容として確定しても支障のないものについては予めその工事内容を公有水面埋立法第2条第2項第4号の設計の概要（昭和49年3月18日以前の免許に係る埋立てについては改正前の公有水面埋立法施行令第2条第2項第1号の埋立てに関する工事の計画説明書）の内容として記載させておくこと。
- 4 現在、既に公有水面埋立法第23条ただし書の規定による許可により1の工場等の建設を認めている埋立地については、早急に同法第22条の竣功認可の手続をとらせること。